

●補欠の会員の選考手続について

平成18年6月22日
日本学術会議第18回幹事会申合せ

会員が任期の途中において定年、死亡、辞職又は免職により退任する場合、その後任者となる者（以下「補欠の会員」という。）の選考手続については、以下に定める要領に従って行うものとする。ただし、補欠の会員の選任は、少なくとも補欠の会員となった者が1回の通常総会に出席できるよう、任期末の前年の10月の総会以前の総会において補欠の会員候補者の承認を行うことが可能な場合に実施することができる。

1. 幹事会は、前任者の所属部等を考慮して補欠の会員の候補者（以下「候補者」という。）の推薦を依頼する部を決定する。
2. 会長は、幹事会の決定を受けて当該部に対し、候補者の推薦を依頼する。
3. 依頼を受けた部は、一般の連携会員の中から5人以内の複数の候補者を選定し、別紙様式により選考委員会に推薦する。
4. 選考委員会は、前項の推薦に基づいて、順位を付して候補者の名簿を作成し、幹事会に提出する。
5. 幹事会は、前項の名簿に基づいて1人の候補者を選定し、総会の承認を得て、内閣総理大臣に推薦することを会長に求める。
6. 本申合せによる選考手続は、補欠の会員を選任する事由が発生した後遅滞なく開始し、適時に総会の承認を得ることができるように行うものとする。
ただし、前任者の退任事由が定年である場合には、適時に総会の承認を得ることができるようにするため、前任者の定年に達する日に先立ち手続を開始することができる。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成19年12月20日日本学術会議第48回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成21年3月19日日本学術会議第73回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成22年10月21日日本学術会議第109回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成23年3月17日日本学術会議第117回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成31年4月24日日本学術会議第277回幹事会決定）
この決定は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。

附 則（令和3年2月25日日本学術会議第308回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。